

高浜町合同利用コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、複数区による合同利用集会所の建設整備等に対する支援を行うことにより、住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、人口減少などの地域の実態に応じた持続可能なまちづくりを目指すことを目的に、一般社団法人自治総合センターが定めるコミュニティセンター助成事業に基づき、高浜町合同利用コミュニティセンター助成事業補助金を交付することに関し、高浜町補助金等交付規則（平成15年高浜町規則第6号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、地方自治法第260条の2の規定に基づき町長の認可を受けた、または認可を受けることを予定している地縁団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、以下の一般社団法人自治総合センターが定めるコミュニティセンター助成事業において採択された事業であって、かつ、複数区による合同利用集会所の建設または大規模修繕及びその施設に必要な備品整備に関する事業とする。ただし、建築基準法上の大規模修繕に該当しない改修、既存建物の増築は対象外とする。

2 前項に加え、合同利用集会所を建設したことによる旧集会所の解体事業についても補助対象事業とするが、その補助対象者は各行政区とし、前条の要件を必須としない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は以下のものとし、大規模修繕以外にかかる費用に関しては、建設と同一年度におけるものとする。ただし、旧集会所の解体費に限っては、合同利用集会所建設後10年以内実施した場合においても対象経費とみなす。

- (1) 施設の新築に係る建設本体工事費
- (2) 建物外構工事費
- (3) 建物登記費
- (4) 設計監理費
- (5) 建設本体工事と一体となって整備する備品購入費
- (6) 既存施設の大規模修繕（建築基準法第2条第14号に定めるもの。）に要する経費
- (7) 旧集会所の解体費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の87.5%以内(千円未満は切り捨て)とする。限度額は別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付を受けようとする者は、高浜町合同利用コミュニティセンター助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 高浜町合同利用コミュニティセンター助成事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 高浜町合同利用コミュニティセンター助成事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 自治会等の会則もしくは規約またはこれに類するもの
- (4) 認可地縁団体であることがわかる資料
- (5) 見積書等の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があった場合は、交付規則第7条の規定により必要な審査をし、補助金の交付の決定をしたときは、交付規則第9条の規定により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 補助金交付の決定を受けた者は、補助金交付の決定を受けた事業について、その内容に重要な変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、交付規則第8条に規定する補助事業等変更申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、高浜町合同利用コミュニティセンター助成事業実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 高浜町合同利用コミュニティセンター助成事業実績書(様式第5号)
- (2) 高浜町合同利用コミュニティセンター助成事業収支決算書(様式第6号)
- (3) 請求書及び領収書の写し
- (4) 完了写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 町長は、前条による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる当該事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、交付規則第15条に規定する補助金確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 第10条の規定により通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは交付規則第17条に規定する補助金交付請求書を町長に提出しなければならない。

2 町長は特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助事業	補助対象者	基準世帯数 ※	限度額
複数区による合同利用集会所の建設または大規模修繕及びその施設工事と一体となる備品整備に関する事業	複数行政区で構成する地縁団体	100世帯以上	5,000万円
		50世帯～ 100世帯未満	4,000万円
		50世帯未満	3,000万円
合同利用集会所を建設したことによる旧集会所の解体事業	行政区	なし	300万円

※補助金交付申請時の前月末時点での住民基本台帳に基づく世帯数